

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

令和2年度はインターネット通販に関する相談が多く寄せられました

今年度は感染症の拡大に伴い自宅で過ごす機会が増えたことにより、インターネット通販の利用に関連した相談が多く寄せられました。皆さんの周りでも、今後、同じようなことが起きるかもしれません。困ったときは、気軽に消費生活センターへご相談ください。

【定期購入に関するトラブルの事例】

- ▼1回だけのお試しのつもりが定期購入になっていたので、解約したい
- ▼解約したいが、業者に電話が通じない
- ▼商品が届かない



【副業・投資に関するトラブルの事例】

- ▼副業などで高額収入を得るための情報を購入したが、思ったような内容でないので解約したい
- ▼儲かると言われて投資を始めたが、よくわからないので解約したい

【オンラインゲームに関するトラブルの事例】

- ▼子どもがゲームをして高額な請求がきた



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

司法書士による無料消費生活相談 **要予約**

とき=4月1日⑩13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

1～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。

